

文京区公契約条例

令和六年六月文京区条例第二十四号

(目的)

第一条 この条例は、文京区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行並びに公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- 二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- 三 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）に基づき、受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
- 四 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- 五 労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号アに掲げる者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金
 - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第三条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- 一 公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
- 二 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- 三 談合その他の不正行為を排除すること。
- 四 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。
- 五 区の区域内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。

(区の責務)

第四条 区は、公契約の適正化を図りつつ、持続可能な地域経済の実現に資するよう努め、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第五条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第六条 次条から第十二条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

一 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が一億円以上のもの

二 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が千万円以上のものであって、規則で定めるもの

三 指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が認める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第七条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第七条に規定する労働者を除く。第十一条第一項並びに別表1の項、2の項及び4の項を除き、以下同じ。）に対し区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第一項第二号及び第三号に掲げる公契約に係る労働報酬にあつては、同法第四条第三項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第八条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

一 第六条第一項第一号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

二 第六条第一項第二号及び第三号に掲げる公契約に係る労働者等 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第十三条第一項に規定する文京区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第九条 区は、公契約の締結に当たり、第七条第一項に規定する事項のほか、別表に定める事項を

約定するものとする。

(労働者等の申出)

第十条 労働者等(労働者等であった者を含む。この条及び次条並びに別表6の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者(当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第二条第四号イの契約を締結した受注関係者に限る。)に対し、その事実を申し出ることができる。

(報告及び立入調査)

第十一条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき又は第七条第一項及び第九条の規定により約定した事項(以下「約定事項」という。)の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入等を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定により立入等を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十二条 区が別表10の項に定める事由による公契約の解除等(地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を含む。以下同じ。)をしたとき(当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明した場合を含む。)は、区長は、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(文京区公契約審議会の設置)

第十三条 区長の附属機関として、文京区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。
 - 一 事業者団体関係者 二人以内
 - 二 労働者団体関係者 二人以内
 - 三 学識経験者 二人以内
- 4 審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第六条から第十二条までの規定は、この条例の施行の日前に文京区プロポーザル方式実施要綱（二十三文総契第十二号）に基づき選定を行う公契約（同日前に公募する指定管理者に係る指定管理協定を含む。）については、適用しない。

別表（第九条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第二条第四号アに掲げる者に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第二条第四号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
4 労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区に報告しなければならないこと。
5 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他の規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
6 不利益な取扱いの禁止	受注者は、第十条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
7 報告の求め及び立入調査への対応	受注者は、第十一条第一項に規定する報告の求め及び立入調査に応じ、協力しなければならないこと。
8 約定事項の違反の是正の求め	区は、受注者が約定事項に違反していると認めるときは、当該受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができること。
9 約定事項の違反の是正等及び報告	受注者は、8の項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならないこと。
10 公契約の解除等	区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除等を行うことができるものとし、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1) 第十一条第一項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (2) 8の項に規定する求めに応じないとき。

	(3) 9の項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
11 損害賠償	受注者は、区が10の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除等に係る違約金	区は、10の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
13 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、当該受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。